

千葉県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県条例第1号

千葉県個人情報保護条例の一部を改正する条例

千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2条第8号中「以下第15条」を「第15条」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信仰に関するものを含む。第7条第3項において同じ。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項中「次に」を「、次に」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第6条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第7条第3項中「思想、信条及び宗教」を「要配慮個人情報のうち、信条」に、「並びに」を「及び」に改める。

第10条第2項中「提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする」を「提供したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない」に改め、同条第3項中「実施機関は、」の次に「他の」を、「保有する個人情報を」の次に「当該」を加え、「」を行う」を「以下この項及び次項において「オンライン結合」という。）を開始しようとする」に、「審議会」を「、審議会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づいてオンライン結合を開始しようとするとき。
- (2) 国等との間においてオンライン結合を開始しようとするとき。

第10条に次の2項を加える。

4 実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、オンライン結合を開始したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない。

5 第7条第5項の規定は、第2項及び前項の規定による報告があつた場合について準用する。

第15条第2号中「開示請求者」を「開示することにより、開示請求者」に改める。

第21条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第36条第1項第2号中「第10条第2項若しくは第3項」を「第10条第3項」に改める。

第60条中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第8号並びに第6条第1項及び第4項の改正規定、第10条第3項の改正規定（「審議会」を「、審議会」に改める部分に限る。）並びに第15条第2号、第21条第1項及び第60条の改正規定は、公布の日から施行する。